

福岡県公安委員会規程第10号

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程を次のように定める。

平成24年12月27日

福岡県公安委員会

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づき行われた行政処分に係る公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 指示、営業停止命令又は営業廃止命令をいう。
- (2) 指示 法第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (3) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、探偵業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (4) 営業廃止命令 法第15条第2項の規定に基づき、探偵業を営んでいる者に対し、当該営業の廃止を命ずることをいう。

(公表)

第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行ったとき又は行政処分を行った旨の通知を受けたときは、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第4条 行政処分のうち、福岡県公安委員会が行う公表の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県公安委員会が行った次に掲げる指示
 - ア 過去3年以内に指示を受けた者に対する指示
 - イ 過去5年以内に、営業停止命令又は営業廃止命令を受けた者に対する指示
- (2) 次に掲げる営業停止命令
 - ア 福岡県公安委員会が行った営業停止命令

イ 他の都道府県公安委員会が行った営業停止命令（当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地を福岡県公安委員会が管轄する場合で、当該他の都道府県公安委員会から当該営業停止命令を行った旨の通知を受けたときに限る。）

(3) 福岡県公安委員会が行った営業廃止命令

（公表の内容）

第5条 福岡県公安委員会は、次に掲げる事項について公表を行うものとする。

- (1) 探偵業届出証明書（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書をいう。）の番号
- (2) 行政処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地
- (4) 行政処分に係る営業所の名称及び所在地
- (5) 行政処分の処分年月日
- (6) 行政処分の内容（営業停止命令にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間）
- (7) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項
- (8) 行政処分を行った都道府県公安委員会名

（公表の方法）

第6条 福岡県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 福岡県警察本部における探偵業行政処分票（別記様式）の備付け
- (2) 福岡県警察がインターネット上に開設するホームページにおける前条各号に掲げる事項の掲載

（探偵業行政処分票の写しの送付）

第7条 福岡県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該営業停止命令に係る探偵業行政処分票の写しを送付するものとする。

（公表の期間）

第8条 公表を行う期間は、行政処分の処分年月日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

探偵業行政処分票

行政処分を受けた者	探偵業届出証明書の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所の名称及び所在地	
行政処分の処分年月日	年 月 日	
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項		
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1 「探偵業届出証明書」とは、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書をいう。

2 行政処分の内容欄には、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。